

第48回法政大学懸賞論文 優秀賞

数字で示す外国人労働者と治安の関係  
—外国人受け入れ政策の進展を背景に、  
客観的データで検証する—

経済学部国際経済学科3年

川崎 由比

経済学部経済学科3年

宮内 洸聡

経済学部現代ビジネス学科3年

小林 大起

## 目次

### 第1章 導入

#### 1-1. 序論

#### 1-2. 研究背景

#### 1-3. 先行研究

#### 1-4. 定義

#### 1-5. 本研究のニッチ

#### 1-6. 仮説

### 第2章 分析

#### 2-1. 分析手法

#### 2-2. データと観測単位

#### 2-3. 変数と推定式

### 第3章 分析結果

### 第4章 分析による考察

#### 4-1. 考察の概要

#### 4-2. 非有意の結果について

#### 4-3. 先行研究との比較

#### 4-4. 示唆されるメカニズム

#### 4-5. 日本における外国人との摩擦との関連

#### 4-6. リミテーション

#### 4-7. 政策への示唆

### 第5章 結論

### 第6章 参考文献

## 第1章 導入

### 1-1. 序論

日本では人口減少が急速に進行しており、労働力の確保は喫緊の政策課題となっている。その対応策として政府は外国人労働者の受け入れを拡大し、技能実習制度や特定技能制度を通じて多様な国籍・文化的背景を持つ人々が全国各地に居住するようになってきている。とりわけ、2025年8月30日に開催された日印首脳会談では、日本政府がインドから5万人規模の人材受け入れを目指す方針を表明したことが注目される（外務省, 2025）。大重（2016）は「現代の日本社会では少子高齢化が進み、外国人労働者なくしては経済の歯車が回らない状況であるほど人材不足であることは、2020年に開催予定の東京五輪を前に経済界も認めている事実である。」と指摘しており、外国人労働者は日本の経済を担う重要な役割を果たしている。

しかし、受け入れの進展に伴い、地域社会における文化摩擦や共生のあり方をめぐる議論も広がりつつある。近年、埼玉県川口市のクルド人コミュニティや千葉県木更津市のナイジェリア人移民をめぐる摩擦が報道され、生活習慣や治安意識の違いを背景とした対立が注目を集めている。こうした報道はしばしばSNSを通じて拡散され、在日外国人に関するデマやヘイトスピーチの増加を招き、社会的分断を助長している。

このような状況は「外国人労働者が国内の治安にどのような影響を及ぼしているのか」という問いに直結する。しかしながら、日本においては「治安悪化の懸念」といった印象論が先行する一方で、移民や外国人労働者と犯罪との関連を数量的に検証した研究はきわめて限られている。そこで本研究では、外国人労働者割合やその変動と、都道府県ごとの犯罪件数・犯罪率との関連性を計量的に検討することにより、客観的な証拠に基づいてこの問いに答えることを目的とする。

### 1-2. 研究背景

既存研究を概観すると、欧米ではJung（2020, *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*）をはじめ、移民と犯罪の関係を定量的に分析する研究が豊富に蓄積されてきた。一方、日本では功刀・岩田・宮澤（2015）やHoriuchi（2012, Georgetown大学修士論文）が存在

するものの、利用可能なデータは2011年までに限られ、研究の蓄積は十分とはいえない。また、是川（2025）は「最近、大手マスコミも含め、外国人の増加による治安の悪化を危惧する報道が見られる。しかし、こうした報道は特定の自治体や事件に繰り返し言及することで、あたかも犯罪が急増しているかのような印象を与えているが、それは誤りである」と指摘している。

したがって本研究の成果は、日本における多文化共生政策や治安政策に資するのみならず、特定事例に依存しがちな報道によって形成される偏った世論を補正し、より実証的で中立的な議論を促す役割を果たすことが期待される。

### 1-3. 先行研究

功刀・岩田・宮澤（2015）は、都道府県（1996–2011）のパネルを用い、出身国の所得水準の異なる外国人比率（A国／B国）と犯罪率（凶悪・粗暴・窃盗・風俗）との関連を推定し、犯罪コストも試算した。結果は、低所得国出身の外国人比率が一部の犯罪で正の関連を示し、警察官比率等との交差項は抑止効果を示唆することとなった。また、出身国の所得差に着目した点と大都市圏の異質性に焦点を当てた点が特徴である。

Horiuchi（2012）は、2000・2005・2010年の47都道府県データを用い、外国人居住者比率が犯罪率（総・暴力・財産）と労働市場（賃金・失業）に及ぼす影響をOLS/固定効果で推定した。中でも総犯罪・暴力犯罪への有意な影響は乏しく、財産犯罪とは一部で正の関連を示し、労働市場への影響は概して限定的とする。また、居住「外国人比率」を用いたマクロ実証として日本では稀少である。

Jung（2020, *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*）は、1976–2011年のカナダ大都市（CMA）パネルで固定効果回帰を用い、外国生まれ人口比率・最近入国者割合・出身地多様性を指標化した。結果として、移民比率は総犯罪・暴力犯罪と非有意～負の関連、一方で最近の入国者比率や出身地多様性は一部犯罪で正の関連を示した。メジャーの作り分けと長期・都市別比較の設計が示唆的である。

是川（2025, 日立財団 *Global Society Review*）は、警察庁の公開統計にもとづき、日本人と外国人の年齢構成差を補正した上で犯罪率を比較した。結果として、外国人犯罪率は日本人よりやや高いが、その差は小さく、構成差考慮後も概ね約1.3倍程度に留まった。特に来日外国人／定住外国人の区別や「プロ犯罪集団」の切り分けの重要性を強調した。指標の読み違いに注意を促すレビューである。

上田（2005, 『立命館法学』）は、1990年代後半～2004年頃の来日外国人犯罪の増加（特に財産・強盗）の統計動向と組織化／国際連携の実態を整理しつつ、検挙件数・人員は警察活動の結果であり実際の犯罪増加とは区別すべきだと批判的に論じた。ここでは、「量」だけでなく「質」（組織性・不法滞在等）に着目すべきであるという立場である。

是川（2015, 『人口問題研究』）は、2010年国勢調査個票から中国人・ブラジル人男性を中心に、上層ホワイトカラー就業・労働参加の決定要因をHeckprobitで分析した。ここでは、国籍・学歴・同化状況により経済的達成が二極化することを示し、受入れ制度・滞在形態と「外国人労働者の質」の異質性を強調した。また、直接の犯罪分析ではないが、労働者構成の違いが治安指標と関連し得ることを理論的に補強する。

以上、先行研究から以下3つの示唆が浮かび上がる。

1. 指標選択の重要性：総外国人比率か、最近の入国者や在留形態・出身多様性かで結論が変わる可能性がある。日本既存研究は「居住外国人比率」（Horiuchi）や出身国所得差×犯罪（功刀ほか）に依拠しているが、「就労外国人（＝実際に働く外国人）」に直接フォーカスした都道府県パネルは乏しい。

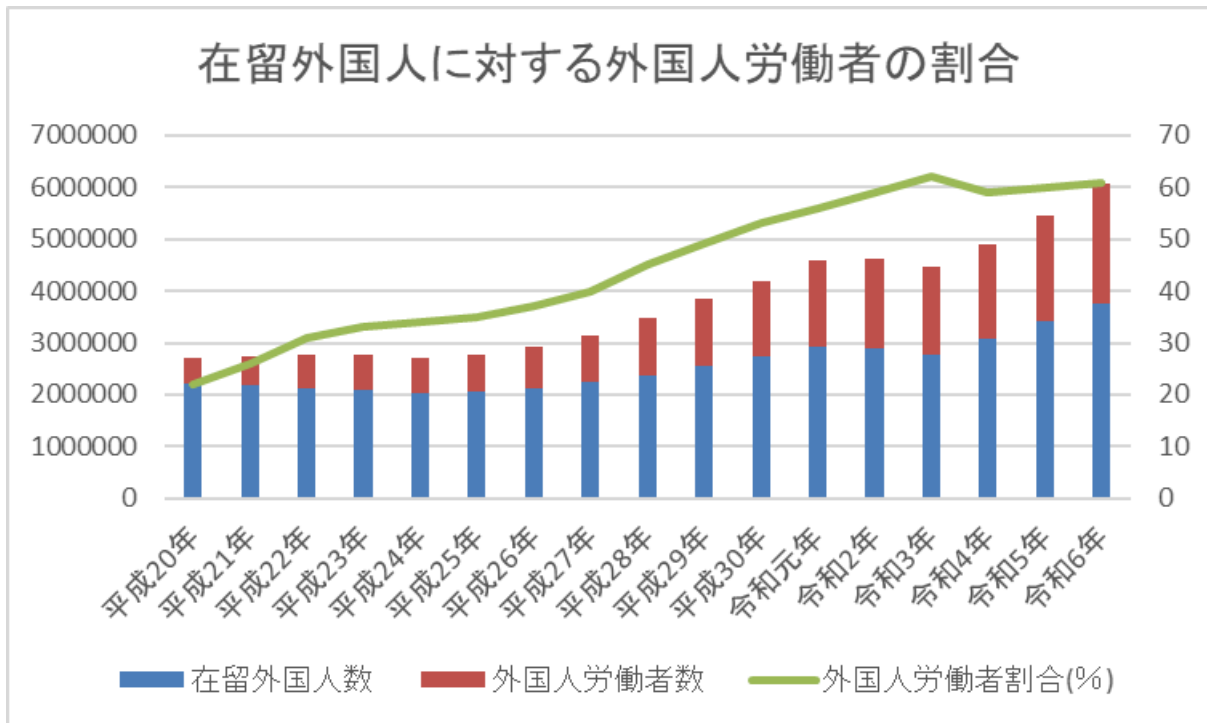
2. 期間と制度ショック：2010年代半ば以降、日本の外国人就労は急増し、2019年4月の在留資格「特定技能」創設、2020–22年のコロナ国境制限、2023–24年の回復という構造変化がある。これらは2000/2005/2010の静的比較では捉えにくい。

3. データの可用性：厚生労働省の「外国人雇用状況の届出」は2008年以降、都道府県別の外国人労働者数を毎年10月末時点で公表しており、就労外国人の事実上の全数把握（一部類型除く）に近い行政データである。被説明変数は警察庁の刑法犯認知件数（都道府県別・年次）で整合が取れる。

#### 1-4. 定義

##### 外国人労働者

厚生労働省「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年告示第二百七十六号）」p2「第三 外国人労働者の定義」によると、『「外国人」とは、日本国籍を有しない者をいい、特別永住者並びに在留資格が「外交」及び「公用」の者を除くものとする。また、「外国人労働者」とは、外国人の労働者を指すものとする。なお、「外国人労働者」とは、技能実習制度において「特定活動」の在留資格をもって雇用関係の下でより実践的な技術、技能等の修得のための活動を行う者（以下「技能実習生」という。）も含まれるもの』と述べられている。外国人労働者数については、厚生労働省の「外国人雇用状況の届出状況について(報道発表)」を使用する。注(2)



【図1. 在留外国人に対する外国人労働者の割合 出所：注(2)と注(4)をもとに筆者作成】

図1より在留外国人には就学や家族滞在など就労を目的としない者も含まれるため、在留外国人の総数は、そのままの外国人労働者の数を意味するものではない。

### 外国人労働者比率

今回は主要な分析においては、労働力人口に対する外国人労働者数と定義する。また、補強の分析においては、人口に対する外国人労働者数と定義する。人口については、注(3)のデータを、労働力人口については注(5)を使用した。本研究では、主要な分析において「労働力人口に対する外国人労働者比率」を用いた。これは、外国人労働者が実際に競合・補完しうる母集団は一般人口ではなく「労働市場に参加する人々」であるためである。すなわち、労働力人口を分母とすることで、就業者・失業者を含めた労働供給全体に占める外国人労働者の位置づけをより適切に把握でき、治安や社会的影響との関連を考察する上で理論的妥当性が高い。

一方で、補強的な分析として「人口に対する外国人労働者比率」を用いる。これは人口統計に基づいた一般的な比較尺度として直感的に理解しやすく、既存研究の一部も人口を基準に指標を構成しているためである。したがって、この補強分析を加えることで、労働市場に基づいた主要分析の頑健性を確認するとともに、他研究との比較可能性を確保することができる。

### 犯罪件数

本研究では治安の指標として「刑法犯認知件数」を用いる。注(1)のデータを使用する。これは警察庁が公表する公的統計であり、都道府県別・年次別に体系的なデータが整備されているた

め、データ分析に適している。また、刑法犯認知件数は一般に社会やメディアが「治安状況」を論じる際の代表的な尺度の1つでもあるため、社会的関心との整合性を持つ指標といえる。ただし、この数値は実際の犯罪発生件数ではなく、警察に認知された件数である。また、今回は絶対数の犯罪件数に加え、各都道府県の10万人あたりの犯罪件数も使う。

### 「届け出漏れ」や「不法就労者」の可能性の考慮について

外国人労働者統計を用いた分析においては、公式に届け出られた就労者のみを母数とするため、いわゆる「暗数」（届け出漏れや不法就労者）がどの程度存在するのかを検討する必要がある。しかし実証データを参照すると、日本においてはその規模は相対的に限定的であると考えられる。

厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」（令和6年10月末）によれば、外国人労働者数は2,302,587人と報告されている。一方、法務省出入国在留管理庁「本邦における不法残留者数について（令和6年7月1日現在）」の公表によると、令和6年7月1日時点における不法残留者数は77,935人であり、これを不法就労者の上限的な指標として単純に比較すると、総数に対して約3.4%にとどまる（ $77,935 \div 2,302,587 \approx 3.38\%$ ）。このことから、不法滞在者の規模は外国人労働者の全体に対してごく一部にすぎないことが示唆される。

もっとも、不法残留者数は必ずしも不法就労者の実数を表すものではなく、また合法的な在留資格を有しながら雇用が届け出に反映されていない「脱届」も一定数存在すると指摘されている（労働政策研究・研修機構, JILPT 2020 p39）。こうした暗数の推計には、アンケート調査や捕獲再捕獲法、統計モデル推定といった方法が国際的に用いられており（国際労働機関 ILO 2013 p49）、業種や地域によって暗数の厚さは異なる可能性がある。

したがって、本稿では公式統計を基盤としつつも、暗数の存在を過度に要素として考慮する必要はないと結論づける。

本研究では、外国人労働者の存在と治安との関連を検討するため、複数の指標を用いてパネルデータ分析を行った。具体的には、以下の5つの組み合わせを設定した。

第一に、労働力人口に対する外国人労働者割合を独立変数（X）とし、人口10万人あたりの刑法犯認知件数を従属変数（Y）とする分析である。この設定は、地域の労働市場における外国人労働者の依存度を示すものであり、労働市場における外国人の比重が治安水準にどのような影響を及ぼしているかを把握する上で有効である。刑法犯認知件数については、人口規模の違いを補正するため、人口10万人あたりに換算している。

第二に、総人口に対する外国人労働者割合を（X）とし、人口10万人あたりの刑法犯認知件数を（Y）とする分析である。この設定は、労働市場に限定せず、地域社会における外国人労働者の社会的存在感を測定する指標であり、人口構造全体に占める外国人労働者の比重と治安との関係を把握することを目的とする。

第三に、外国人労働者数の実数を（X）とし、犯罪件数の実数を（Y）とする分析を行った。比率ではなく実数同士を直接比較することで、人口比率に依存しない規模の効果を確認することができる。この設定により、外国人労働者の集住規模が犯罪件数の多寡と連動するかどうかを検討できる。

第四に、労働力人口に対する外国人労働者割合の前年からの増加率を（X）とし、人口10万人あたりの犯罪件数の前年からの増加率を（Y）とする分析である。前年からの増加率を用いることにより、長期的な水準ではなく、年ごとの短期的な変化を捉えることが可能となる。この設定は、外国人労働者比率が急増した年に治安指標も変動するかどうかを検証することを目的とする。

第五に、外国人労働者数の前年からの増加率を（X）とし、犯罪件数の前年からの増加率を（Y）とする分析である。比率ではなく実数ベースの増加率を採用することで、規模の大きな都道府県における外国人労働者数の純増が、犯罪件数の変化とどのように関連するかを捉えることができる。

以上の5つの設定により、本研究は外国人労働者と治安の関係を多面的に検討し、水準・規模・変化といった異なる観点から分析を行うことを可能にした。

## 1-5. 本研究のニッチ（独自性）

### 1) 指標の新規性：「外国人“労働者”比率」に着目

先行研究の多くは在留外国人／居住外国人の人口比を用いてきたが、労働市場に実際に参入している外国人に限定した「外国人労働者数／労働力人口」という政策的に直接関連する指標で犯罪との関係を検証する研究は限られる。本研究は、2008年以降に整備された厚労省・雇用届出統計を用いて、このギャップを埋めることとする。これにより、雇用政策・就労在留制度と治安指標との連関をより直接に測定できる。

### 2) 期間の拡張：2008–2024年という制度転換と危機を跨ぐ長期

本研究では、特定技能（2019年創設）の導入とコロナ前・コロナ禍・コロナ後の変化を同じ枠組みで分析することとする。新規性のある都道府県パネル研究の一つとなる。

これにより、制度導入や国境制限がもたらした構成変化（技能実習・専門職・特定技能・留学アルバイト等）と犯罪指標のマクロ的同時変動を俯瞰することができる。

### 3) 推定設計：二次元固定効果（都道府県FE＋年FE）

未観測の地域固有要因と全国ショック（景気・治安政策・統計運用）を都道府県固定効果、年固定効果で吸収し、独立変数を統制して推定する。Horiuchi（2012）やJung（2020）のFE設計を国内・就労指標で継承・拡張する位置づけである

まとめると、既存研究は居住外国人比率や国籍所得差等に焦点を当て、「働く外国人」を都道府県レベルで長期追跡した実証は不足している。2008–2024年という制度転換とショックを跨ぐ時系列で、就労外国人比率と刑法犯認知件数の関連を二次元固定効果で厳密に検証する本研究は、雇用受入れ政策と治安の関係を直接に評価し得る点で、学術的にも政策的にも意義が大きいと考える。

## 1-6. 仮説

外国人労働者の受け入れ拡大は、建設業や製造業、介護業などの人手不足分野において重要な労働力を提供する一方で、地域社会に多様な文化・習慣を持つ人々を増やすことになる。この多様性は、生活習慣や治安意識の違いを通じて、地域住民との間で摩擦や調整コストを生じさせる可能性がある。先行研究では、低所得国出身者の割合や最近入国した移民の集中が特定犯罪と正の関連を示すこと（功刀・岩田・宮澤, 2015; Jung, 2020）や、また外国人労働者の属性や滞在形態によって治安との関連が変わる可能性があること（是川, 2015）が示唆されている。

以上の先行研究を踏まえ、本稿の仮説を設定する。

仮説 「外国人労働者比率が上昇すると都道府県別の犯罪件数が増える。」

## 第2章 分析

### 2-1. 分析手法

本研究では、都道府県別の外国人労働者数の割合と犯罪件数との関係を明らかにするために、パネルデータ分析を用いることとする。パネルデータは、複数の主体（都道府県）を複数時点にわたり観測したものであり、クロスセクション分析や時系列分析のみに依拠する場合と比べ、より精緻な推定が可能となる。特に、単年度のクロスセクション分析では、人口規模や都市化の進展、経済構造など各地域に固有の要因と、外国人労働者割合の影響とを区別することが難しい。また単純な時系列分析では、全国的なトレンドを把握するまでに留まり、地域間の異質性を捉えることができない。実際、外国人労働者の分布や就労分野、治安状況は地域ごとに大きく異なる。国内の外国人労働者を単に全国合計で捉えるのではなく、地域差を考慮し都道府県別に分析することで、外国人労働者割合と治安との関係をより精緻に捉え、地域政策への示唆を導くことが可能となる。以上がパネルデータ分析を使う理由である。

また、各都道府県に内在する歴史的・文化的背景や社会経済構造といった観測困難な要因を統制するため、そして、2008年から2023年における全都道府県に同時に効く要因を統制するために、個体固定・時間固定を行う二次元固定効果モデルを採用する。二次元固定効果モデルを用いることで、地域ごとに不変な特性を排除し、新型コロナウイルス蔓延等の全都道府県におけるト

レンドによる見かけの相関も排除した上で、同一地域内で外国人労働者数の割合が変化した場合に犯罪件数がどのように変動するかを分析することが可能となる。

松浦,2025 は、観察できない個体属性(u)が説明変数 (X) と相関しないという仮定を置いたモデルである変量効果モデルについて、以下のように述べている。『最近では、変量効果モデルは学会発表でも査読付き学術誌でも見られなくなり、近年、出版された計量経済学のテキストでも紹介されなくなりつつある。その理由として、多くの経済データの場合、変数が相互に関連することが多いので、変量効果モデルにおける「Xと相関しない観察できない個体属性(u)がある場合」という定義は極めて稀である。また、Xと個体属性(u)が相関しない状況下で固定効果モデルを使用した場合、異時点の誤差間で相関が生じるという問題が発生する以外では特に問題が無い。逆に固定効果モデルを使用すべき状況下で、変量効果モデルを使用すると係数が過大・過少推計されるという問題が生じる。よって、変量効果モデルを積極的に用いる理由は無い』と述べられている。また、『固定効果モデルと変量効果モデルを選択するハウスマン検定についても問題点が指摘されており、最近ではあまりこの手法は使用されていない』と述べられている(松浦, Stataによるデータ分析入門 経済分析の基礎から因果推論まで,p206,207,208)。したがって、今回は固定効果モデルを採用することとする。

以上のように、パネルデータによる二次元固定効果モデルにより、地域間の不可観測な差異によるバイアスを低減し、外国人労働者数の割合と犯罪件数の関係をより実証的かつ客観的に検証することを目的とする。

## 2-2. データと観測単位

本研究は、2008～2024年の47都道府県からなる均衡パネルを用いる（合計799観測 = 47×17年）。観測単位は都道府県iの年tである。

変数	対象	平均値	標準偏差	最小値	最大値	観測数
人口	overall	2704591	2677332	540207	13900000	N = 799
注(3)	between		2702911	575543.2	13300000	n = 47
	within		94121.36	1862387	3312093	T = 17
労働力人口	overall	1436228	1510953	283000	8671000	N = 799
注(5)	between		1523642	298352.9	7911882	n = 47
	within		89672.1	829345.4	2195345	T = 17
外国人労働者数	overall	25766.38	58389.3	676	585791	N = 799
注(2)	between		52210.07	1894.353	336576.8	n = 47
	within		27167.5	-192322.4	274980.6	T = 17

犯罪件数	overall	22900.03	32659.13	1814	212152	N = 799
注(1)	between		29972.73	3399.588	137818.2	n = 47
	within		13647.94	-39630.14	103919	T = 17
人口に対する	overall	0.7039792	0.5800289	0.0646	4.2107	N = 799
外国人労働者割合	between		0.4495343	0.1872176	2.489282	n = 47
(%)	within		0.3720272	-0.8345031	2.425397	T = 17
労働力人口に対する	overall	1.320798	1.014377	0.1354709	6.755749	N = 799
外国人労働者割合	between		0.7840881	0.375878	4.148783	n = 47
(%)	within		0.6530641	-1.205973	3.927764	T = 17
人口10万人あたりの	overall	703.3177	351.8957	195.5403	2327.67	N = 799
犯罪件数	between		218.891	323.018	1376.27	n = 47
	within		277.2688	36.24831	1700.301	T = 17
外国人労働者数の	overall	10.85194	9.704315	-33.82001	45.86777	N = 752
前年からの増加率	between		2.684579	5.652811	17.25331	n = 47
(%)	within		9.333312	-33.87241	44.54788	T = 16
犯罪件数の	overall	-5.035482	9.449689	-29.96647	39.08146	N = 752
前年からの増加率	between		1.097372	-8.212453	-2.256502	n = 47
(%)	within		9.387036	-29.32228	38.91912	T = 16
労働力人口に対する	overall	10.88716	9.489408	-32.90176	47.09527	N = 752
外国人労働者割合の	between		2.550084	5.82253	15.74969	n = 47
前年からの増加率(%)	within		9.147448	-33.38289	45.33157	T = 16

人口10万人あたりの	overall	-4.639173	9.598675	-29.45416	41.07706	N = 752
犯罪件数の	between		1.082373	-8.051572	-2.600061	n = 47
前年から増加率(%)	within		9.538681	-29.121	40.27049	T = 16

overall = 全県の全期間における観測（47×17）をまとめた統計量

between = 「各都道府県の期間平均」の分布（県間の水準差）。すなわち、県と県の平均どうしの散らばり（空間の差）を表す。

within = 「各都道府県の平均からの年次偏差」の分布（県内の年々の変動）。すなわち、同じ県の中の年々の上下の散らばり（時系列の差）を表す。

N、n、T = 観測数。なお前年からの増加率についての変数は、「2008年から2009年への増加率～2023年から2024への増加率」のデータを使用しているため、全体の観測数が752となっている。

### 2-3. 変数と推定式

従属変数  $Y_{it}$  は、年  $t$  における都道府県  $i$  の刑法犯認知件数（人口10万人あたり）であり、単位は件である。主要独立変数  $X_{it}$  は、同年同県の労働力人口に占める外国人労働者の比率であり、単位は百分率（%）である。以下からは、1%ポイント=0.01の変化を意味することとする。

今回は、都道府県固定効果と年固定効果を同時に導入する二次元固定効果（two-way fixed effects; TWFE）モデルを用いる。推定式は次式である。

〈パネルデータによる二次元固定効果モデル〉

$$Y_{it} = \beta X_{it} + \alpha_i + \gamma_t + \varepsilon_{it} \quad \text{式*1}$$

ここで、 $\alpha_i$  は都道府県  $i$  に内在する観測困難な要因（地理・制度・長期的文化・治安水準の恒常成分等）を、 $\gamma_t$  は年  $t$  に全国一律で作用する景気循環や制度改正などの年次共通ショックを表す。誤差項は  $\varepsilon_{it}$  である。係数  $\beta$  は同一都道府県内における年次変動（within 変動）に基づく関連を表す。

式 \*1では、(i) 時点間で不変な都道府県特性、(ii) 各年に共通するショック、を固定効果で取り除いた上で、県内の年次変動を用いて  $\beta$  を識別する。したがって、 $\beta$  は、これらの要因を一定とした条件付きの相関として解釈される。時間とともに変化する未観測交絡が残存する可能性があるため、本推定では厳密な因果効果の同定の主張は控えることとする。

また、固定効果モデルでは総合的  $R^2$  が高く出やすいため、Within  $R^2$  を主要な適合度指標として併記する。また、F 統計量により主要説明変数の同時有意性を検定する。

主要分析は上記の通りだが、それに加えて補強の分析②～④を行う。外国人労働者数と犯罪件数に関して異なる計測をした指標を、独立変数/従属変数として採用し、 $X_{it}$ ,  $Y_{it}$  に入れる。分析②～④の  $X_{it}$ ,  $Y_{it}$  に関しては以下の表のとおりである。

分析	$Y_{it}$	$X_{it}$
①	人口10万人あたりの犯罪件数	労働力人口に対する外国人労働者割合
②	人口10万人あたりの犯罪件数	人口に対する外国人労働者割合
③	犯罪件数	外国人労働者数
④	人口10万人あたりの犯罪件数の前年からの増加率	労働力人口に対する外国人労働者割合の前年からの増加率
⑤	犯罪件数の前年から増加率	外国人労働者数の前年からの増加率

### 第3章 分析結果

※ \* は5%、\*\*は1%、\*\*\*は0.1%での有意水準である。

①従属変数：人口10万人あたりの犯罪件数

独立変数：労働力人口に対する外国人労働者割合

係数  $-151.4592^{***}$  (SE=11.23187、95%CI [-173.5, -129.5])。

解釈：労働力人口に対する外国人労働者割合が1%上昇すると、人口10万人あたり犯罪件数が約151件減少する。

人口10万人あたりの犯罪件数	係数	標準誤差	R <sup>2</sup>	Within R <sup>2</sup>
労働力人口に対する外国人労働者割合	$-151.4592^{***}$	11.23187	0.9307	0.1985

観測数は799

②従属変数：人口10万人あたりの犯罪件数

独立変数：人口に対する外国人労働者割合

係数  $-247.5866^{***}$  (SE=18.67942、95%CI [-284.2, -211.0])。

解釈：人口に対する外国人労働者割合が1%上昇すると、人口10万人あたりの犯罪件数が約247件減少する。

人口10万人あたりの犯罪件数	係数	標準誤差	R <sup>2</sup>	Within R <sup>2</sup>
人口に対する外国人労働者割合	-247.5866***	18.67942	0.9302	0.1929

観測数は799

### ③従属変数：犯罪件数

独立変数：外国人労働者数

係数 -0.3382307\*\*\* (SE=0.0103239、95%CI [-0.358, -0.318])。

解釈：外国人労働者数が1人増加すると、犯罪件数は約0.338件減少する。

犯罪件数	係数	標準誤差	R <sup>2</sup>	Within R <sup>2</sup>
外国人労働者数	-0.3382307***	0.0103239	0.9564	0.5935

観測数は799

①～③の R<sup>2</sup> は 0.93～0.96 と高数値であった。これは、都道府県固定効果と年固定効果が総変動の大半を吸収しているためである。

Within R<sup>2</sup> は、①②で 0.19 台、③で 0.5935 と比較的高い結果となった（県内の時間変動をより捉えている）。固定効果で除去した後の県内年次変動の①②で約 19%、③で約59% が説明されていることを示している。

### ④従属変数：人口10万人あたりの犯罪件数の前年からの増加率

独立変数：労働力人口に対する外国人労働者割合の前年からの増加率

係数 0.0260048 (SE=0.0306605、95%CI [-0.034, -0.086])。

人口10万人あたりの犯罪件数の前年からの増加率	係数	標準誤差	R <sup>2</sup>	Within R <sup>2</sup>
労働力人口に対する外国人労働者割合の前年からの増加率	0.0260048	0.0306605	0.6911	0.001

観測数は752

⑤従属変数：犯罪件数の前年からの増加率

独立変数：外国人労働者数の前年からの増加率

係数 0.0275474 (SE=0.0303778、95%CI [-0.032, -0.087])。

犯罪件数の前年からの増加率	係数	標準誤差	R <sup>2</sup>	Within R <sup>2</sup>
外国人労働者数の前年からの増加率	0.0275474	0.0303778	0.6852	0.0012

観測数は752

④⑤の解釈：短期（前年比）における、外国人労働者の受け入れ増減と同期間の犯罪増減については、有意が出なかったため言及することはできない。

①～⑤の分析中に現れた定数項については、基準県・基準年の取り方に依存するため、実体的な解釈は行わないのが通例である。

以上より、二次元固定効果により不変の県特性と年次共通ショックを統制した条件下で、外国人労働者比率の上昇は犯罪率の低下と有意かつ実質的な規模で関連していた。また、外国人労働者数の上昇は犯罪件数の低下と統計的に有意かつ実質的な規模で関連しているというのが主たる結果である。

## 第4章 分析による考察

### 4-1. 考察の概要

本研究のパネルデータ分析の結果、①都道府県別の労働力人口に対する外国人労働者割合と人口10万人あたりの刑法犯認知件数、②都道府県別の人口に対する外国人労働者割合と人口10万人あたりの刑法犯認知件数、③外国人労働者数と犯罪件数のいずれについても、負の相関が確認された。一方で、④労働力人口に対する外国人労働者の前年からの増加率と人口10万人あたりの犯罪件数の前年からの増加率、⑤外国人労働者数の前年からの増加率と犯罪件数の前年からの増加率については、統計的に有意な関係は認められなかった。本研究の結果は、外国人労働者が増加する一方で全国的に刑法犯認知件数が減少している近年の傾向と一致しており、「外国人労働者の増加が治安を悪化させる」という一般的な懸念を必ずしも支持しないことを示唆する。また、外国人労働者の増加率と犯罪件数の増加率との関係については統計的に有意な結果は得られず、短期的な変動同士を比較しても明確な関連は確認されなかった。したがって、外国人労働者の増加が直接的に治安の改善や悪化をもたらすと結論づけることはできず、むしろ犯罪件数の減少には少子高齢化や警察活動、社会的規範の変化といった他の社会経済的要因が大きく寄与している可能性が高いと考えられる。

## 4-2. 非有意の結果について

④と⑤において、有意が出なかった理由は以下の3つのように考察される。

・ 差分による測定誤差の相対拡大

年次差分は変化量が小さいため、統計誤差が減衰バイアスを生みやすい（係数が0に縮みやすくなる）。Within R<sup>2</sup>が0に近いことから、それが示唆される。

・ 全国ショックの除去後に残る変動が小さい

年固定効果で景気・制度改正・全国的な犯罪トレンドを除くと、県別に残る短期ノイズは大きく、受入れの年変化との同時期的な連動が見えづらい。

・ 遅行効果（動学）

受入れ増の影響は、居住・教育・地域統合を通じて複数年かけて現れる可能性がある。同期の前年からの増加率では捉えにくい。

## 4-3. 先行研究との比較

【功刀・岩田・宮澤（2015）】は、1996年から2011年の都道府県×所得水準別の外国人比率を用いて犯罪との関連を研究した。結果、低所得国出身の比率が一部の犯罪で正、警察官比率との交差項が抑止効果を示唆した。本研究では国籍・所得水準を区別していないが、労働者に限定した点、そして分析期間に2019年「特定技能」の導入とコロナ期の国境制限が含まれる点が特徴的である。このような制度的ショックは就労者の構成や定着度を変え、結果として総犯罪とのネット効果にマイナスに影響を及ぼした可能性がある。

【Horiuchi（2012）】は、2000/2005/2010の都道府県データで「居住外国人比率」と犯罪率の関連を推定し、総・暴力は有意でない一方で、財産犯罪に正の関連を得た。本研究では対象期間を2008–2024に拡張し、変数を「居住外国人」ではなく「就労している外国人」に置き換えた点が異なる。就労者に限ることで、地域社会への定着や就業による法的地位の安定化が起き、総犯罪では負の関連が表れた可能性がある。

【Jung（2020）】は、カナダにおいて移民比率が総・暴力で負、一方で最近の入国者の比率や出身地多様性が一部で正の関連を示すことを、固定効果で示している。本研究の負の係数は、この国際的傾向と方向が一致する。ただし本研究の比率は「就労者」であり、入国直後の短期滞在者や在留不安定層を相対的に含みにくい点が、負の効果の一因となりうる。

【是川（2025, 日立財団 Global Society Review）】は、年齢構成の差を調整すると日本人と外国人の犯罪率差は小さいことを示した。一方で、本研究では年齢構成を直接統制していないが、都道府県固定効果が地域に固有な年齢プロファイルを、年固定効果が全国的トレンドを吸収している。とはいえ、若年比率の年次変化が県ごとに異なる場合、追加統制の余地がある点には留意すべきである。

【上田（2005）】は「検挙の構造」「組織犯罪」など質的側面の重要性と、検挙統計・認知件数の読み違いへの注意を喚起した。一方で、本研究の従属変数は認知件数であり、警察活動の強度や通報行動の変化に左右される。年ダミーは全国的な運用変化を吸収するが、都道府県レベ

ルの時点ごとの警察資源配分が外国人労働者の受入れと同時に変わるとするならば、残余のバイアスはあり得る。

【是川（2015, IPSS）】は、国籍・学歴・同化状況により経済的達成が二極化することを示した。就労者比率は異質な集団を平均化しており、在留資格・技能水準・業種構成の違いによって犯罪との関係は異なる可能性がある。ヘテロジニアス効果の検証は今後の課題である。

総じて、本研究のマイナス係数は、就労者に限定した指標の選択、制度ショックを含む長期期間、二次元固定効果による未観測要因の吸収、の三点により、先行研究の一部で観察された「正の関連」を更新し、Jung（2020）タイプの国際的知見に整合する結果となった。

#### 4-4. 示唆されるメカニズム

1. 選択と定着：企業雇用を通じて来日する外国人労働者は、雇用契約や居住支援・監督のもとで法令順守インセンティブが高く、地域の見守り（guardianship）を強めうる。

2. 地域の経済環境：労働力不足が深刻な県ほど外国人労働者受入れが進む一方で、経済機会の拡大は、Horiuchi（2012）で述べられていた財産犯罪の誘因を弱める可能性がある。

3. コミュニティ効果：多文化就労者の増加に伴い、行政・企業・地域の連携が強化され、通報・予防インフラが整うことで認知件数が低減する可能性がある。

これらは本研究の設計から直接検証されたものではないが、係数の符号と既存理論から妥当な説明仮説として位置付けられる。

#### 4-5. 日本における外国人との摩擦との関連

近年、埼玉県川口市周辺で報じられているクルド系住民をめぐる摩擦は、交通・生活ルール・地域コミュニケーション等の局所的・分野横断的課題が複合して顕在化したものであり、全国平均の刑法犯認知件数という本研究の指標と次元が異なる。本研究の結果は、マクロ（都道府県×年）スケールにおいて外国人“労働者”比率の上昇と刑法犯認知件数の低下が同時にみられることを示している。一方で、川口市のようなホットスポットでは、交通・生活指導、相談体制、就労・就学支援、地域間対話といったミクロな政策が要になる。局所的な課題の存在は、マクロでの負の関連を否定するものではない。寧ろ、ローカルな摩擦を適切に扱うほど、全体としての治安維持に資すると解すべきである。

#### 4-6. リミテーション

1. 内生性（選好と配置）：安全・雇用機会の豊富な県ほど外国人労働者が集まる「選択」が起これば、係数は負方向にバイアスされうる。先行値・リード/ラグ（event-study）や、産業構成×対外需要、介護・建設の求人倍率など、外生的な受入れ需要の代理変数を用いたIV/準実験設計が望ましい。

2. 統制変数：年齢構成、失業率、1人当たり県民所得、警察官比率、都市化度（人口密度）などを追加し、Horiuchi（2012）や功刀・岩田・宮澤（2015）の仕様に沿って、頑健性を確認すべきである。

3.異質性：罪種別（暴力/財産）、大都市圏×比率、2019年（特定技能）および2020–22年（国境制限期）との相互作用、産業別・在留資格別の分解により、効果の源泉を精緻化できる。

4.測定上の留意：本研究は認知件数を用いる。上田（2005）が指摘する通り、検挙・通報行動・取締強化の影響を受ける可能性があるため、年・県の固定効果に加え、警察活動の代理（警察官数、検挙率）を含めた感度分析が必要である。

#### 4-7. 政策への示唆

日本は構造的な労働力不足に直面しており、外国人労働者の受け入れ拡大は避け難い。本研究の結果は、就労する外国人の増加が直ちに治安悪化へ結びつくという懸念を少なくとも都道府県×年のマクロ水準では支持しないことを示す。政策としては、以下3つを考える。

1.受入れの質：在留資格運用の透明性、言語・生活オリエンテーション、職場・地域でのコンプライアンス教育を強化し、定着と法令順守を促す。

2.現場主義の治安対策：ホットスポット（例：川口市）のような局所課題に対しては、交通・生活指導の多言語化、相談窓口の一本化など、ミクロ施策を重点的に講じる。

3.エビデンス連動：都道府県レベルで警察官配置や防犯投資の評価を進め、外国人労働者の受入れ拡大と治安の同時達成を図る。

## 第5章 結論

本研究は、「居住外国人」ではなく「就労する外国人」に焦点を当て、2008–2024年という制度転換と危機の時代を跨ぐ長期の都道府県パネルを用い、二次元固定効果により分析を行った。その結果、主要な推定結果はいずれも一貫して負の係数を示し、外国人労働者比率の上昇は刑法犯認知件数の低下と関連していた。この知見は、Horiuchi（2012）や功刀・岩田・宮澤（2015）の一部結果を更新するとともに、Jung（2020）の国際的知見とも整合的である。もっとも、本研究には因果推論上の制約が残るため、「外国人労働者の増加が治安を悪化させる」という一般的な懸念を否定しつつも、その効果を単純に断定することは避ける必要がある。

さらに、本研究の成果は学術的知見にとどまらず、社会的示唆も含んでいる。近年の報道は特定地域の事例を繰り返し強調することで、あたかも「外国人労働者の増加が犯罪の増大を招く」という印象を与える傾向がある。しかし、本来メディアはこのような数値的データや実証的知見を踏まえて報道すべきであり、情報を受け取る側もまた、メディア報道のみを鵜呑みにするのではなく、データなどの客観的事実に基づいて外国人問題について自ら判断する姿勢が求められる。こうした意識を欠けば、我々は誤った知識を基に不当な批判や排外的言説を展開してしまう危険性がある。

したがって、本研究の成果は、外国人労働者受け入れ政策と地域治安の関係を実務的に再解釈するための根拠を提供するのみならず、社会における外国人問題の議論をより冷静かつ客観的な方向へ導く上でも意義を有する。今後は、在留資格・業種・技能水準・年齢構成といった要素を組み込んだ異質性分析や、制度ショックを活用した準実験的アプローチにより、メカニズムの特定と政策設計への還元をさらに進めていくことが課題である。

## 第6章 参考文献

### 注

(1) 警察庁『警察白書』 [https://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/index\\_keisatsu.html](https://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/index_keisatsu.html)  
平成20-令和6年のものを引用。2025年9月12日閲覧

(2) 厚生労働省『外国人雇用状況の届出状況について（報道発表）』  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html)平成20-令和6年のものを引用。2025年9月12日閲覧

(3) 政府統計の総合窓口『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200241&tstat=000001039591&cycle=7&tclass1=000001039601&tclass2val=0>2008年-2024年のものを引用。2025年9月12日閲覧

(4) 出入国在留管理庁『在留外国人統計』  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html)  
2008年-2024年のものを引用。2025年9月12日閲覧

(5) 総務省統計局『労働力調査結果』  
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>  
2008年-2024年のものを引用。2025年9月12日閲覧

外務省（2025）「日印人材交流イニシアティブ」  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/s\\_sa/sw/in/pagew\\_000001\\_01912.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/pagew_000001_01912.html)

大重史郎（2016）外国人技能実習制度の現状と法的課題：人権を尊重する多文化社会構築にむけた一考察 p281  
<https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R000000004-I027333653>

厚生労働省(2007)「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年告示第二百七十六号）」p2  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000601382.pdf>

厚生労働省(2024)『「外国人雇用状況の届出状況まとめ」（令和6年10月末）』  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_50256.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50256.html)

法務省出入国在留管理庁(2024)「本邦における不法残留者数について（令和6年7月1日現在）」

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00048.html?utm](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00048.html?utm)

労働政策研究・研修機構, JILPT(2020) p 39

<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2020/documents/235.pdf?utm>

国際労働機関,ILO,(2013) p 49

[https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/%40dgreports/%40dcomm/%40publ/documents/publication/wcms\\_222979.pdf?utm](https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/%40dgreports/%40dcomm/%40publ/documents/publication/wcms_222979.pdf?utm)

功刀祐之・岩田和之・宮澤秀悟（2015）「地域犯罪と外国人に関する実証分析—都道府県別データを用いた所得水準の異なる外国人の犯罪費用—」『日本地域政策研究』15巻：pp. 84-91.

Maria Jung（2020）"Immigration and Crime in Canadian Cities: A 35-Year Study". *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*, volume 62, number 1, pp.71-97.

是川夕（2025）「外国人が増加すると治安が悪化するのか？犯罪統計による検証」『日立財団グローバル ソサエティ レビュー』第4号：pp. 32-37.

上田寛（2005）「わが国における"外国人犯罪"の問題」『立命館法学』第304号：pp.1-22.

是川夕（2015）「外国人労働者の流入による日本の労働市場の変容—外国人労働者の経済的達成の特徴，及びその決定要因の観点から—」『人口問題研究』第71巻第2号：pp. 122-140.

Aki Horiuchi（2012）"The Effects of Foreign Residents on Crime Rates and Labor Market Outcomes in Japan". Digital Georgetown, (Retrieved September 29, 2025, [https://repository.digital.georgetown.edu/handle/10822/557801?utm\\_source](https://repository.digital.georgetown.edu/handle/10822/557801?utm_source))

松浦寿幸（2025）「Stataによるデータ分析入門 経済分析の基礎から因果推論まで」：p206,207,208